



原産地認定についての 「文書による事前教示」のご案内

▶ 「文書による事前教示」とは…

輸入予定貨物の原産地を文書で照会し、**文書**で回答を受け取ることができる制度です。事前教示の趣旨にそぐわない次のような場合を除いて、**貨物の種類や一般特惠・EPA対象国を問わず**利用することができます。

- ・ 照会者やその利害関係者が、照会貨物について不服申し立て又は訴訟中である場合
- ・ 輸入申告中の貨物についての照会である場合

▶ 「文書による事前教示」のメリット✓

- ✓ **円滑な輸入通関、迅速な貨物の引き取り**を期待できます。
- ✓ 一般特惠税率や EPA 税率の適用可否を、**事前に**知ることができます。
⇒ 原価計算の確実性を高め、販売計画を立てやすくなります。
- ✓ 回答内容は、3年間、全国の税関における通関審査の際に**尊重**されます。
(口頭照会との大きな違い！)



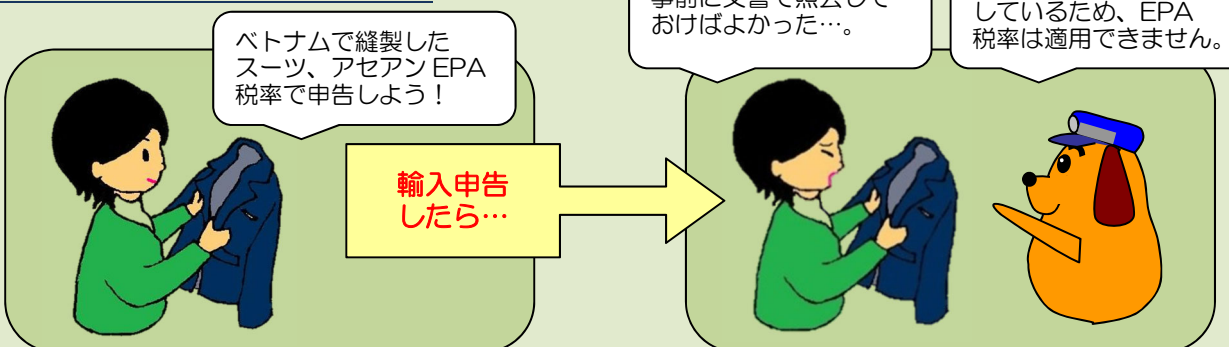
- ✓ 輸入申告書類の一部を**提出省略**できます。

自己申告制度を利用する場合、事前教示回答書の番号を輸入申告書に記載することにより、原産品であることを明らかにする書類(原産品申告明細書及び同確認書類)の提出を省略することができます。

- ✓ 原産地証明書の**不備に備える**ことができます。

例えば、取得した原産地証明書に HS 番号相違等の不備があると、原則「無効」になってしまいますが、あらかじめ「文書による事前教示」を受けている場合には、有効な証明書として取り扱われます。

▶ こんなことになる前に！



*** お気軽にお問合せください ***

名古屋税関 業務部 首席原産地調査官

〒455-8535 名古屋市港区入船 2-3-12 名古屋港湾合同庁舎 8階
TEL : 052-654-4205 FAX : 052-654-4184

e-mail : nagoya-gyomu-gensanchi@customs.go.jp

または、名古屋税関清水税関支署 原産地調査官

〒424-0922 静岡県静岡市清水区日の出町 9-1
TEL : 054-352-6114 FAX : 054-352-6136

e-mail : nagoya-shimizu-gensanchi@customs.go.jp

